

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

水質に係る環境基準ならびに水質汚濁防止法  
施行規則等の一部が改正されました。

## 《主な改正点》

### 1. カドミウム環境基準値の強化

新たな基準値	従来 の 基準値	施行 期 日
0.003 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	平成 23 年 10 月 27 日

### 2. 1,1-ジクロロエチレン排出基準値ならびに地下水の 浄化措置命令に関する浄化基準の緩和

	新たな基準値	従来 の 基準値	施行 期 日
排水基準	1.0 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	平成 23 年 11 月 1 日
地下水の浄化措置命令に 関する浄化基準	0.1 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	

### 3. 亜鉛暫定排水基準の適用期限が3業種において 延長 (施行期日:平成 23 年 12 月 11 日)

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

**富士本社**      **環境分析部**      **加藤雅士・城所 亨**  
**分析2課**      **池田博一(水質担当)**  
**営業部**      **望月久彰**

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

## 1. カドミウム環境基準値の強化

カドミウムにおける「公共用水域の水質汚濁に係わる人の健康の保護に関する環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の基準値が強化されました。

今回の改正は、中央環境審議会から環境大臣への申請「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しについて（第3次答申）」（平成23年7月22日）を踏まえて、カドミウムの水質環境基準が、従来の「0.01 mg/L 以下」から「0.003 mg/L 以下」に変更されました。（表－1 参照）

《表－1 水質汚濁に係る環境基準》 **※印は今回の変更箇所**

項 目	人の健康保護に関する環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準
<b>カドミウム</b>	<b>0.003mg/L以下(※)</b>	<b>0.003mg/L以下(※)</b>
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
P C B	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー		0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

## 2. 1,1-ジクロロエチレン排出基準値ならびに 地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の緩和

平成 21 年 11 月 30 日、1,1-ジクロロエチレンについて、「公共用水域の水質汚濁に係わる人の健康の保護に関する環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の基準値が緩和されました（0.02mg/L → 0.1mg/L）。

これを受け、今回「排出基準」及び「地下水の浄化措置命令に関する浄化基準」の基準値も緩和されました。

「地下水の浄化措置命令に関する浄化基準」の基準値として、「人の健康保護に関する環境基準（前頁表－1）」及び「土壤汚染に係わる環境基準（表－3）」が用いられています。特定事業所において有害物質を含む水の地下水の浸透によって、人の健康に係る被害が生じた（または生じるおそれがあると認められる）場合に、被害防止に必要な限度において当該特定事業所の設置者に対し、水質浄化のための措置を都道府県知事が命じることとなっています。

《表－2 排出基準値 ～健康項目のみ抜粋～》

**※印は今回の変更箇所**

項目	排出基準値
カドミウム化合物	0.1 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及び EPN に限る）	1 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
<b>1, 1-ジクロロエチレン</b>	<b>1.0mg/L以下(※)</b>
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
セレン	0.1 mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸性及び硝酸 化合物	100 mg/L 以下 (アンモニア性窒素に 0.4 を 乗じたもの、亜硝酸性窒素及 び硝酸性窒素の合計量)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外) 15 (海域)mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10 (海域以外) 230 (海域)mg/L 以下

《表－3 土壤汚染に係わる環境基準～抜粋～》

**※印は今回の変更箇所**

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 ㍓につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1kg につき 0.4 mg/L 以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及び EPN に限る）	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 ㍓につき 0.01 mg 以下
六価クロム	検液 1 ㍓につき 0.05 mg 以下
砒素	検液 1 ㍓につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては土壌 1kg につき 15 mg 未満
総水銀	検液 1 ㍓につき 0.0005 mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125 mg 未満
ジクロロメタン	検液 1 ㍓につき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液 1 ㍓につき 0.002 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ㍓につき 0.004 mg 以下
<b>1, 1-ジクロロエチレン</b>	<b>検液 1 ㍓につき 0.1mg 以下(※)</b>
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ㍓につき 0.04 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ㍓につき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ㍓につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 ㍓につき 0.03 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 ㍓につき 0.01 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ㍓につき 0.002 mg 以下
チウラム	検液 1 ㍓につき 0.006 mg 以下
シマジン	検液 1 ㍓につき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 ㍓につき 0.02 mg 以下
ベンゼン	検液 1 ㍓につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 1 ㍓につき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 1 ㍓につき 0.8 mg 以下
ほう素	検液 1 ㍓につき 1 mg 以下

### 3. 亜鉛暫定排水基準の適用期限が3業種において延長

亜鉛について、下記10業種は平成18年12月11日に5年間の期限で暫定排水基準(5mg/L)を設定していました。この暫定排出基準が、平成23年12月10日をもって適用期限を迎えますが、3業種(下記※印)のみ、平成28年12月10日迄適用期限が延長されました。

《表-4 特定事業所における亜鉛の排水基準》

特定事業所	平成23年12月11日以降の基準値
①無機顔料製造業	2 mg/L 以下
②無機化学工業製品製造業 (ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業を除く)	
③表面処理鋼材製造業	
④非鉄金属第一次精錬・精製業	
⑤非鉄金属第二次精錬・精製業	
⑥建設用・建築用金属製品製造業 (表面処理を行うものに限る)	
⑦溶融めっき業	
⑧ <b>金属鋳業 (※)</b>	5 mg/L 以下 (平成28年12月10日迄 暫定処置の適用期限を延長)
⑨ <b>電気めっき業 (※)</b>	
⑩ <b>下水道業 (※)</b> (⑧・⑨に属する特定事業所から排出される水を受け入れるものであって、一定の条件に該当するものに限る)	